収入印紙欄

１，０００円

※**消印**して

ください。

**福島県理学療法士等修学資金貸与契約書**

福島県（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、福島県理学療法士等修学資金貸与条例（平成６年福島県条例第２０号）（以下「条例」という。）及び福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則（平成６年福島県規則第５５号）（以下「規則」という。）に基づき、福島県理学療法士等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することについて、次のとおり貸与契約を締結する。

（修学資金の貸与）

第１条　甲は、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、歯科衛生士又は臨床検査技師（以下「理学療法士等」という。）を養成する学校、養成施設又は養成所（以下「学校等」という。）に在学する者であって、将来県内において理学療法士等として業務に従事しようとする乙に対して、修学資金を貸与するものとする。

（修学資金の額及び期間）

第２条　甲は、乙に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の修学資金を貸与するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 一　月額 | ￥50,000円 |
| 二　入学料相当額 | ￥0円 |

２　修学資金は、令和６年４月から令和７年３月までの間、毎月１月分ずつ貸与するものとする。ただし、甲は、特別の事情があると認めるときは、数月分を併せて貸与することができる。

（連帯保証人）

第３条　乙は、連帯保証人２人を立てなければならない。

２　前項の連帯保証人のうち、１人は乙の親族とし、他の１人は独立の生計を営む者であって修学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。２人の連帯保証人は別生計であるものとする。

３　前項の連帯保証人は、乙と連帯して債務を負担するものとする。

４　乙は、連帯保証人の変更をしようとするときは、連帯保証人変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

５　乙が死亡したときは、連帯保証人は、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、甲に届け出なければならない。

（貸与契約の解除及び貸与の休止）

第４条　甲は、乙が学校等に在学している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、契約を解除するものとする。なお、甲は契約を解除したときは、直ちに、乙にその旨を通知するものとする。

　一　退学したとき

　二　心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき

　三　学業成績が著しく不良となったと認められるとき

　四　修学資金の貸与を受けることを辞退したとき

　五　死亡したとき

　六　その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

２　甲は、乙が学校等に在学している場合において、休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、乙が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

（理学療法士等修学資金借用証書の提出）

第５条　乙は、学校等を卒業し、又は前条第１項の規定により契約を解除されたときは、直ちに、貸与を受けた修学資金の全額について理学療法士等修学資金借用証書を甲に提出しなければならない。

（返還債務の当然免除）

第６条　甲は、乙が学校等を卒業した後２年以内に理学療法士等となり、かつ、理学療法士等となった後直ちに県内の病院、介護老人保健施設等甲が指定する施設（以下「施設等」という。）において理学療法士等の業務に従事した場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」

という。）の全部（履行期が到来していないものに限る。）を免除するものとする。

　一　県内の施設等において引き続き理学療法士等の業務に従事した期間（以下「従事期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間（第４条第２項の規定により修学資金の貸与が行われなかった期間を除く。以下同じ。）の２分の３に相当する期間（この期間が３年に満たない場合にあっては、３年）に達したとき。

　二　従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

（返還債務の裁量免除）

第７条　甲は、前条の規定により返還債務を免除する場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務（履行期が到来していないものに限る。以下この条において同じ。）について当該各号に定める額を免除することができる。

　一　学校等を卒業した後２年以内に理学療法士等となり、かつ、理学療法士等の免許を取得後直ちに県内の施設等において理学療法士等の業務に従事し、引き続き３年以上当該業務に従事した場合において、従事期間が修学資金の貸与を受けた期間の２分の３に相当する期間に達しなかったとき。　返還債務の額に当該従事期間を修学資金の貸与を受けた期間の２分の３に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額

　二　死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき。　返還債務の全部又は一部に相当する額

（返還債務の免除の申請手続き）

第８条　乙は、前２条の規定による返還債務の免除を受けようとするときは、理学療法士等修学資金返還債務免除申請書に前２条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、甲に提出しなければならない。

（返還）

第９条　乙は、第６条又は第７条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（第１２条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、その期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、月賦又は半年賦の均等返還の方法により貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

　一　第４条第１項の規定により契約が解除されたとき

　二　理学療法士等の免許取得後直ちに県内の施設等において理学療法士等の業務に従事しなかったとき

　三　学校等を卒業した後２年以内に理学療法士等の免許を取得しなかったとき。

　四　県内の施設等において理学療法士等の業務に従事しなくなったとき

　五　学校等を卒業した後死亡したとき

（理学療法士等修学資金返還明細書の提出）

第１０条　乙は、第６条又は第７条の規定により返還債務の全部が免除される場合及び第１２条の規定により返還債務の履行が猶予される場合を除き、第９条各号に掲げる事由が生じた日から起算して２０日以内（第６条若しくは第７条の規定による返還債務の免除又は第１２条の規定による返還債務の履行の猶予を申請した場合にあっては、その申請に対する決定の通知を受けた日から起算して１０日以内）に、理学療法士等修学資金返還明細書を甲に提出しなければならない。

２　乙は、第１２条の規定により返還債務の履行が猶予された場合、その猶予期間の満了の日から起算して２０日以内に、理学療法士等修学資金返還明細書を甲に提出しなければならない。

（返還方法の変更承認の申請手続き）

第１１条　乙は、前条の規定により理学療法士等修学資金返還明細書を提出した場合において、修学資金の返還の方法を変更しようとするときは、理学療法士等修学資金返還方法変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（返還債務の履行猶予）

第１２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、返還債務の履行を猶予することができる。

　一　学校等を卒業した後２年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ、理学療法士等の免許取得後直ちに県内の施設等において理学療法士等の業務に従事した場合において、引き続き当該業務に従事しているとき。　当該業務に従事している期間

　二　学校等を卒業した後引き続き他の学校等（契約時の職種に係る学科等に限る。）に進学したとき。　当該業務

に従事している期間

　三　災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。　当該事由が継続している期間

四　第４条第１項の規定により契約が解除された後においても、引き続き学校等に在学しているとき。　当該在学している期間

（返還債務の履行猶予の申請手続き）

第１３条　乙は、前条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとするときは、理学療法士等修学資金返還猶予申請書に前条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、甲に提出しなければならない。

（延滞利息）

第１４条　甲は、乙が正当な事由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年１４．５パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

２　前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。

３　前２項の規定により計算した延滞利息の額が１００円未満であるときは、延滞利息を徴収しないものとし、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（届出）

第１５条　乙は、修学資金の貸与を受けている間、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、甲に届け出なければならない。

　一　氏名又は住所を変更したとき

　二　退学したとき

　三　修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき

　四　休学し、又は停学の処分を受けたとき

　五　復学したとき

　六　連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき

　七　連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき

２　乙は、修学資金の貸与を受け終わった後、修学資金の返還を終わり、又は修学資金を返還することを要しなくなるまでの間において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、文書でその旨を甲に届け出なければならない。

　一　前項各号のいずれかに該当するとき。

　二　学校等を卒業し、理学療法士等の免許を受けた後、理学療法士等として就職又は退職したとき。

（現況報告書の提出）

第１６条　乙は、学校等を卒業した日から修学資金の返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終える日までの間、毎年４月１５日までに、同月１日現在の状況を現況報告書により甲に報告しなければならない。

　（契約外の事項）

第１７条　この契約に定めのない事項について、疑義の生じたときは、甲の指示するところによる。

（指定施設等）

第１８条　第６条に定める施設等は、次の表に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ表に定める施設等とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 理学療法士又は作業療法士 | 一　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所二　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２８項に規定する介護老人保健施設及び同条第２９項に規定する介護医療院三　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第５条の３に規定する老人福祉施設及び同法第２９条第１項に規定する有料老人ホーム四　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第５条第１項に規定する身体障害者社会参加支援施設のうち、身体障害者福祉センター五　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第１項に規定する児童福祉施設のうち、障害児入所施設及び児童発達支援センター六　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１１項に規定する障害者支援施設（同条第７項に規定する生活介護又は同条第１２項に規定する自立訓練のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号）第６条の７第１号に規定する自立訓練（機能訓練）の供与に係るものに限る。）七　市町村八　その他甲が適当と認める施設 |
| 診療放射線技師 | 一　医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所二　保健所三　その他甲が適当と認める施設 |
| 歯科衛生士 | 一　医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所二　その他甲が適当と認める施設 |
| 臨床検査技師 | 一　医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所二　保健所三　その他甲が適当と認める施設 |

この契約を証するため、本書２通を作成し、各自記名押印のうえ、甲乙それぞれ１通を保有するものとする。

　令和６年　　月　　日

　　　　　　　　　　甲　　　住所　　　福島県福島市杉妻町２番１６号

　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　福島県

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福島県知事　内　堀　雅　雄

　　　　　　　　　　乙　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　連帯保証人　　　住所

　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　連帯保証人　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印